

香川県条例第4号

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例

香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前																									
(占用料及び使用料)					(占用料及び使用料)																									
第9条 略					第9条 港湾施設を占用し、又は使用する者は、別表に定める占用料又は使用料を県に納付しなければならない。																									
2 略					2 略																									
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）																									
1 高松港港湾施設使用料					1 高松港港湾施設使用料																									
<table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>区 分</th><th>単 位</th><th>金 額</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>1~10</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>					種 別	区 分	単 位	金 額	備 考	1~10	略				<table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>区 分</th><th>単 位</th><th>金 額</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>1~10</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>						種 別	区 分	単 位	金 額	備 考	1~10	略			
種 別	区 分	単 位	金 額	備 考																										
1~10	略																													
種 別	区 分	単 位	金 額	備 考																										
1~10	略																													
11 港湾 環境整 備施設 使用料	略				11 港湾 環境整 備施設 使用料	略																								
	キャッスルプロ ムナード駐車場					キャッスルプロ ムナード駐車場																								
	香西西 地区港 湾緑地	パーク ゴルフ 場	1人につき1 日	400円		用具を貸与す る場合の利用 に係る使用料 は、用具1式 につき100円 を加えた額と する。																								
会議室		1室につき午 前9時から午 後5時まで	2,300円	2室に分割し てその一方を 利用する場合 の使用料は、 5割とする。																										
		1室につき午 前9時から正 午まで	980円																											

		<u>1室につき午後1時から午後5時まで</u>	<u>1,320円</u>	
シャワ 一室	<u>1人につき1回</u>		<u>100円</u>	

備考

1～8 略

2～4 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

--	--	--	--

備考

1 略

2 使用料の額が月額で定められている港湾施設に係る使用の期間が1ヶ月未満であるとき、又はその期間に1ヶ月未満の端数があるときは日割をもって計算し、なお、1日未満の端数があるときは1日として計算し、使用料の額が日額で定められている港湾施設に係る使用の期間が1日未満であるとき、又はその期間に1日未満の端数があるときは1日として計算する。

3～8 略

2～4 略